

告示

埼玉県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西吉見南部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	杉田 金三郎	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千六百七十五番地

同	森田 克未	同 同 同 久米田九百三十二番地
---	-------	------------------

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小島 太郎	埼玉県比企郡吉見町大字久米田六百九十番地
同	戸田 秀男	同 同 同 南吉見千六百六十九番地